

法学部生による中学生・高校生への法教育実施プロジェクト

<取組の概要>

現在、司法制度改革の一環として司法ネットの整備や裁判員制度の導入が進められているが、これらの制度を支える前提として司法の働きや法の仕組みについて国民が学習する機会をもつことの重要性が認識され、社会的な法教育の充実が政府の目標とされている。とくに、そのような法教育の具体的実施策として、小・中・高等学校における法教育のカリキュラムの構築、その実施が提言されている（平成16年11月4日付け法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して」）。

本プロジェクトは、上記の提言を参考に、法学部生を地域の中学・高校に派遣し、「憲法の意義」、「市民としての権利・義務」、「消費者教育」、「司法の働き」などについて法教育を実践させ、そのことによって学生が自ら学んだ法的知識を応用・活用する能力を向上させる教育プログラムを開発することを目的としている。

（別紙概念図を参照）

<実施計画>

具体的には、3年間で次の計画を実施することを予定している。

- （1）中学・高校で利用可能な法教育の教材を作成する。
- （2）派遣学生のための法教育実施支援のプログラムを開発し、学生をトレーニングする。
- （3）地域の中学・高校と連携して、学生を派遣し、法教育を実施する。
- （4）地域における法教育の実施に関する講演会、シンポジウムを実施する。
- （5）実践した法教育のプログラムの普及活動を行う。

なお、本プロジェクトは、平成19年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に岡山大学として申請中である。

法学部学生による中学生・高校生への法教育実施プログラム

(概念図)

